

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示	ページ
○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】	2
○ 令和元年度北九州市情報公開制度運用状況【総務局総務部文書館】	3
○ 令和元年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務局総務部文書館】	5
○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境局環境監視部環境監視課】	7

北九州市告示第 3 1 8 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 2 年 7 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手 2 7 1 6 番及び 2 7 4 0 番の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

例第22号)の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した公文書に係る公開の申出をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

4件

ア 審査請求の件数

審査庁	件数
市長	4

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成30年度不服申立てに係るもの

4件

諮問庁	処理結果	件数
市長	一部認容	1
	処分妥当	2
市議会議長	審理中	1

イ 令和元年度不服申立てに係るもの

4件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	4

北九州市告示第320号

北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）第64条の規定により、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年7月29日

北九州市長 北橋健治

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処理状況				
		開示	一部開示	不開示	取下げ	
市長	123 (3)	30	57 (2)	29 (1)	7	
教育委員会	5	0	5	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	
東部農業委員会	0	0	0	0	0	
西部農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	
地方公 営企業 管理者	上下水道 局長	1 (1)	0 (1)	0	0	1
	交通局長	0	0	0	0	0
	公営競技 局長	0	0	0	0	0
消防長	8	5	3	0	0	
市議会議長	0	0	0	0	0	
公立大学法人 北九州市立大学	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人 北九州市立病院機構	88	80	3	5	0	
市全体	225 (4)	115 (1)	68 (2)	34 (1)	8	

注 カッコ内は、任意的開示の申出に係る件数で外数である。

任意的開示の申出とは、平成元年11月1日前に決裁、供覧その他公的処理が完了した公文書に記録されている自己の個人情報についての開示の申出をいう。

2 訂正請求 0件

3 利用停止請求 0件

4 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

0件

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成30年度不服申立てに係るもの

2件

諮問庁	処理結果	件数
市長	処分妥当	2

イ 令和元年度不服申立てに係るもの

0件

北九州市告示第321号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（平成28年北九州市告示第377号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により当該区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定の一部を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和2年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定の一部を解除する形質変更時要届出区域
北九州市小倉北区高見台1223番2、2803番2、2838番2及び
2840番8並びに中井口2番1の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン、ベンゼン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去